告示

○総務省告示第十九号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十二年一月二十五日

総務大臣　原口　一博

区分	額
物品等の調達契約	三千万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	二十三億円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	二億三千万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	三千万円

○法務省告示第三十四号

山口県岩国市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十二年一月二十五日

法務大臣　千葉　景子

山口県岩国市岩国二丁目三百六十五番地の一　福永　章彦

○法務省告示第三十五号

山形県西村山郡河北町役場備付けの次の戸籍が滅失した。

平成二十二年一月二十五日

法務大臣　千葉　景子

山形県西村山郡河北町大字溝延六百九十三番地　小松　せん

○法務省告示第三十六号

福岡市中央区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十二年一月二十五日

法務大臣　千葉　景子

福岡市地行東町十一番地　江﨑　政枝

○法務省告示第三十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十二号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十五日

法務大臣　千葉　景子

第一号及び第二号を次のように改める。

一　タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民であって、次のいずれにも該当するもの

イ　国際連合難民高等弁務官事務所が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦するもの

ロ　日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足りる職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者又は子

二　削除

第三号中「前二号」を「第一号」に改める。

第四号中「前三号」を「第一号、第三号」に改める。

○法務省告示第三十八号

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項第一号及び第三項並びに司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）第九条の規定に基づき、司法書士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

平成二十二年一月二十五日

法務大臣　千葉　景子

一　実施法人　日本司法書士会連合会

二　名　称　第九回司法書士特別研修

三　期　間　平成二十二年一月三十日から同年三月七日まで

四　内　容　基本講義、グループ研修、ゼミナール、実務研修、模擬裁判及び総合講義を実施する。

○法務省告示第三十九号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成二十二年一月二十五日

法務大臣　千葉　景子

名称	主たる事務所
熊本県土地家屋調査士会	熊本市渡鹿三丁目十四番二十一号

○外務省告示第二十九号

平成二十一年一月二十日にアスンシオンで、貧困農村地域地下飲料水開発計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十一年十月六日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　貧困農村地域地下飲料水開発計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億六千四百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　渡部和男在パラグアイ大使

パラグアイ側　アレハンドロ・ハメド・フランコ外務大臣

平成二十二年一月二十五日

外務大臣　岡田　克也

○財務省告示第二十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年一月二十五日

財務大臣　菅　直人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第三回	五十億七千四百二十六万円	五十億四千二百十七万二千五百二十一円
〃	第五回	三百四十七億九千百十六万円	三百四十五億七千百十四万四千三百四十円

○外務省告示第三十号

平成二十一年十二月十七日にティラナで、救急医療機材改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアルバニア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十二年一月十三日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　救急医療機材改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七億千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年一月三十一日

4　署名者

日　本　側　安藤裕康在アルバニア大使

アルバニア側　イリール・メタ副首相兼外務大臣

平成二十二年一月二十五日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三十一号

平成二十二年一月十四日にサントメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　加藤基在サントメ・プリンシペ大使

サントメ・プリンシペ側　カルロス・アルベルト・ピレス・ティニー外務・協力・共同体大臣

平成二十二年一月二十五日

外務大臣　岡田　克也